

# 自治会活動等に協力して下さる大学生向け市営住宅の貸し出しについて

## 1 応募要件

大学生（大学院生等を含む。）及び工業高等専門学校4年生以上で、まちづくりやボランティア活動に興味があり、自治会活動等へ幅広く参加することができる方です。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を除くものとします。

## 2 募集する学生

- (1) 下記対象団地近隣の大学、大学院及び工業高等専門学校に在籍している学生（離籍の際には退去していただきます。）
- (2) 団地内の生活に際し共同生活の基本的なマナーを守ることができる方
- (3) 自治会へ参加し自治会長と連携のうねコミュニティ活動に寄与できる方

## 3 募集条件

- (1) 住宅使用料は市営住宅使用料に準じます。  
※参考 東小羽山・猿田団地 月額 15,200 円～17,300 円（部屋によって異なります。）
- (2) 敷金は免除とします。
- (3) 共益費や自治会費は自治会ルールによります。
- (4) 電気水道等使用料は入居者負担とします。
- (5) 期間は1年とし、継続する場合は更新手続きが必要です。学生でなくなった場合は、速やかに退去してください。
- (6) 駐車場の使用は1台までとします。
- (7) 入居者は市が定めた入居の決まりを遵守してください。
- (8) グループでの申込み（ルームシェア）も可能です。ただし、原則3人までとします。

## 4 募集団地

東小羽山団地、猿田団地（間取り3DK）

## 5 申し込み及び入居

- 受付 宇部市役所4階 住宅政策課窓口  
※郵送での申込みはできません。
- 入居 申込み受付順に審査し決定します。

## 6 その他

- (1) 自治会活動等へ参加した活動内容を半期（4月～9月の報告を10月末まで、10月～3月の報告を4月末まで）ごとに報告してください。
- (2) グループの場合は、どなたかに代表になっていただきます。  
申請書類及び活動報告書はそれぞれ各人が、家賃の支払いは代表者が行います。

## 入居にかかる注意点

### ●自治会活動への参加

- ・環境衛生、子供会などの自治会役員の補佐
- ・自治会行事の手伝い
- ・清掃活動（ごみ集積所、棟の周り 月1回程度）
- ・荒ゴミ当番

※その他、自治会活動等に積極的に参加し、団地の皆様とコミュニケーションをとってください。

### ●共同生活での生活のマナー

- ・高齢者が多いため、夜間（9時以降）は静かにしてください。
- ・下階に音が響きやすいので、ご注意ください。
- ・外部の方の宿泊はご遠慮ください。
- ・ペットを飼うことはできません。
- ・火気には十分ご注意ください。煙草を吸われる方は特に気をつけてください。
- ・自転車、スクーターは決められた場所に停めてください。
- ・挨拶をしましょう。

### ●退去について

- ・明渡しに伴う修繕費用は免除します。ただし、入居者の故意又は過失により生じた修繕費用はお支払いいただきます。

(問い合わせ)

宇部市 都市政策部 住宅政策課 電話 0836-34-8427